別記様式第１号の２（第３条、第５１条の８関係）

別添のとおり、　　　　　管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。

消防計画作成（変更）届出書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  遠賀郡消防長　殿  □防火  □防災  住　所  氏　名  □防火  □防災 | | | |
|
|
|
|
|
|
|
| 管理権原者の氏名  （法人の場合は、名称及び代表者氏名） |  | | |
| 防火対象物  又は　　　　　　　の所在地  建築物その他の工作物 |  | | |
| 防火対象物  又は　　　　　　　の名称  建築物その他の工作物  （変更の場合は、変更後の名称） |  | | |
| 複数権原の場合に管理権原  に属する部分の名称  （変更の場合は、変更後の名称） |  | | |
| 防火対象物  又は　　　　　　　の用途※１  建築物その他の工作物  （変更の場合は、変更後の用途） |  | 令別表第１※１ | （ 　 ）項 |
| その他必要な事項  （変更の場合は、主要な変更事項） |  | | |
| 受付欄※２ | 経過欄※２ | | |
|  |  | | |
| 備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。  　　　２　□印のある欄については、該当の□印にレを付けること。  　　 ３　※１欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。  　　　４　※２欄は、記入しないこと。 | | | |

共同住宅用

年　　月　　日

（　　　　　　　　　　　　　　　）**消防計画**

**緊急連絡先　（役職・氏名**　　　　　　　　　**℡**　　　　　　**）**

※ 防火管理者の住まいが遠方により有事の際に即対応できない場合は、その対象物に常時勤務する責任者を記入すること。

**１．目的と適用範囲**

この計画は、火災、地震等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。この計画に定めたことは、管理権原の及ぶ（　　　　　　　　　　　　　　　）部分に勤務・出入りし、又は居住する者に適用する。

**２．防火管理者の権限及び業務**

（１）　消防計画の作成又は変更

（２）　火気の使用又は取扱いの指導監督

（３）　避難経路図の作成及び掲示

（４）　建物、消防用設備等の法定点検及び自主点検結果の維持台帳への記録・保管

（５）　建物、消防用設備等の法定点検・整備時の立会い

（６）　火災、地震等に対する防火・防災教育の実施

（７）　自衛消防訓練の実施

（８）　収容人員の適正管理

（９）　その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な業務

**３．居住者が行う防火管理対策**

（１）　各住戸内における火気管理

（２）　各住戸出入口及び防火戸の閉鎖機能の維持管理

（３）　各バルコニーにおける避難障害となる物件の除去

（４）　階段、通路等の共用部分における燃えやすい物及び避難障害となる物品の除去

（５）　消防用設備等の設置場所及び使用方法の確認

（６）　消防用設備等の周囲における使用障害となる物品の除去

（７）　避難経路の確認

（８）　地震に備えた家具等の転倒防止対策、非常用物品の準備・保管

（９）　その他

**４．消防機関への届出及び報告事項**

（１）　消防計画の届出

（２）　消火・避難の訓練通知書の届出

（３）　消防用設備等の点検結果の報告

（４）　不備欠陥の改修及び計画の届出

（５）　その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

**５．避難経路図**

防火管理者は各階ごとの避難経路図（別紙１）を作成し、掲示や配布等により居住者に周知する。

**６．火災発生時の行動について**

（１）　火災を発生させた又は火災を発見した居住者は、大声で他の居住者に知らせるとともに

　　　他の居住者と協力して１１９番通報を行う。

（２）　初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行い、消火できない場合は直ちに避難する。

（３）　玄関から避難できない場合は、バルコニーの仕切板を破壊して隣戸から安全な場所へ避

難する。

（４）　その他

**７．地震時の行動について**

（１）　 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

（２） 　揺れがおさまった際、使用中の火気設備器具の消火を行う。

（４） 　火災や救助を必要とする者がいる場合は居住者で協力し合い、初期消火や救助・救護を行う。

（５）　 防災関係機関の避難命令により、広域避難場所に避難する。

（６） 　地震後は電気製品等の破損状況を検査し、安全であることを確認した後使用する。

（７）　 その他

**８．火災予防上の自主検査**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 検査対象 | 点検実施日 | 点検実施者 | 点検内容 | |
| 防火施設  避難施設 |  |  | 防火戸等の閉鎖障害及び階段、通路等の避難障害となる物品の除去 | |
| 危険物施設等  電気施設 |  |  | 施設の適正な取扱い及び施設周囲の不用物品の除去 | |
| 火気設備・器具 |  |  | 使用状況及び出火危険の除去 | |
| 消防用設備等 |  |  | 外観の異常や変形等の確認 | |
| ※不備欠陥がある場合は、管理権原者に報告し速やかに改修しなければならない。 | | | |

**９．法定点検**

消防用設備等の点検結果は３年に１回消防長に報告する。不備事項は管理権原者に報告し速やかに改修する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 消防用設備等の種類 |  | |
| 機器点検（６ヶ月ごと） | 月 |  |
| 総合点検（１年ごと） | 月 |  |
| 消防設備等点検業者 |  | |
| 点検業者所在地 |  | |
| 電話番号 |  | |

**10．自衛消防隊の編成と任務**

|  |  |
| --- | --- |
| 自衛消防隊長（　　　　　　　　　） | |
| 通報・連絡担当者 | 災害時の主な任務 |
| （　　　　　　　　　）  （　　　　　　　　　） | 非常ベル等を使用し、災害の発生を知らせる  １１９番通報をする  到着した消防隊へ情報提供をする |
| 初期消火担当者 | 災害時の主な任務 |
| （　　　　　　　　　）  （　　　　　　　　　） | 消火器・水バケツ等で初期消火を行う  　天井まで火が移った場合は初期消火を止めて避難をする |
| 避難誘導担当者 | 災害時の主な任務 |
| （　　　　　　　　　）  （　　　　　　　　　） | 避難口を開放し避難経路図に従い避難誘導を行う  避難誘導は大きな声で簡潔に行う |

**11．防火・防災教育及び自衛消防訓練の実施計画**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 実施時期 | 訓練概要 |
| 防火・防災教育 |  | １　消防用設備等の設置場所及び使用方法  ２　避難経路について  ３　火災等が発生したときの対応  ４　その他火災予防上必要な事項 |
| 訓練 |  | 消火、通報及び避難誘導の訓練を部分的に又は連携させて実施する。 |

**12．防火管理業務の委託状況**

防火管理業務の一部又は全部を（委託している　・　委託していない）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受託者の会社等の  名称及び住所 | 会社名 |  |
| 住所 |  |
| TEL |  |
| 防火管理業務の  委託状況 | 委託範囲 |  |
| 実施方法 | □常駐　　　□巡回　　　□遠隔移報 |
| 備考 |  |

別紙１

**避難経路図**